

回 覧 令和6年2月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈重要〉	1	◆「住民税非課税世帯等に対する低所得者給付金」の申請はお済みですか？ ◆町コミュニティバス「くいまーる」は、4月からコースなどが新しくなります
〈募集〉	2	◆児童館・児童クラブで働く人を募集します
〈お知らせ〉	3	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	4	◆家内労働(内職)情報をお知らせします
〈農林畜産業関連〉		◆3月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ
	5	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相談〉		◆「行政相談」を実施します
	6	◆「人権相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	7	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指します!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

◆「令和6年春季全国火災予防運動」を実施します

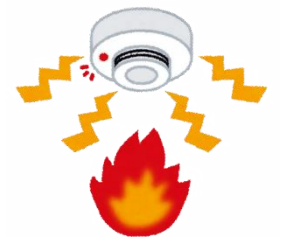
■実施期間 = 3月1日(金)~7日(木)

2023年度 全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死亡の発生を減少させること、財産の損失を防ぐことを目的としています。

火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を設置、点検しましょう。



★お問い合わせは、

都城市消防局予防課 ☎:22-8884

をお願いします。

重要

◆「住民税非課税世帯等に対する低所得者給付金」の申請はお済みですか？

エネルギーや食料品価格の値上げなど、物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯などへ給付金を給付しています。

■給付額 = 1世帯当たり 7万円

■申請手続 =

①住民税非課税世帯

対象世帯には、1月中に確認書を送付しています。

②家計急変世帯

上記①に該当しない世帯のうち、エネルギーや食料品価格の値上げなど、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が非課税となる水準以下である世帯

※対象となる世帯かどうかは、お問い合わせください。

※申請期限は、いずれも2月29日(木)までです。まだ手続きをしていない人は、手続きをお願いします。

重要!

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆町コミュニティバス「くいまーる」は、4月からコースなどが新しくなります

現在、「くいまーる」は町内4つのコースを運行しています。

令和4年度に策定した三股町地域公共交通計画に基づいて、「高齢者の買い物や通院」、「子どもたちの通学」などでの利便性を向上させるため、4月から路線を再編して運行します。

再編後は、これまでのコースの終点が三股駅となり、そこから市街地を走る「まちなかコース」に乗り継ぐことで、より便利に利用することができます。運賃・回数券などの内容も変更になります。

詳しくは、町役場や三股駅などで配布する時刻表や、町公式サイトなどでご確認ください。買い物や通院、通学など、さまざまな場面でますます便利に使える「くいまーる」をぜひご利用ください。

【4月からの路線イメージ】

田上・蓼池コース(既存)

まちなかコース(新設)

長田・梶山コース(既存)

内ノ木場・梶山コース(既存)

宮村・植木コース(既存)

※朝と夕方に運行している通学支援便は、ルートなどに若干の変更がありますが、おおむね現在と同じように運行する予定です。

★お問い合わせは、

くいまーるバス事務所 ☎:52-0000 または、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆児童館・児童クラブで働く人を募集します

町では、児童厚生員・放課後児童支援員とそのサポートをする補助員を募集しています。希望する人は福祉課児童福祉係までお問い合わせください。

【児童厚生員・放課後児童支援員】

■仕事内容 =

- 遊びや生活指導を行う。
- 児童の出欠などの状況確認、見守り。関係機関・保護者との連携を行う。
- 児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- 施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時30分 (休憩1時間)
休日	週休2日(日曜および交代で1日) 祝日・12月29日～1月3日	
募集人員	若干名	
給与	月額平均 120,000円	
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当	
雇用期間	4月1日～令和7年3月31日 (社会保険・雇用保険あり。また、勤務実績が良好な場合は再度任用あり。) ※2月～令和6年3月末に働く人も募集しています。 詳しくはお問い合わせください。	

■勤務地 =

町内児童館・児童クラブ

■応募条件 =

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。



【補助員】

■仕事内容 =

児童支援員の仕事のサポート

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時
	土曜・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時 (6時間以上勤務する場合は休憩1時間)
雇用形態	登録制 放課後児童クラブの補助員を必要とする日もしくは時間に勤務を依頼	
賃金	詳しくはお問い合わせください。	
期間	4月1日～令和7年3月31日 ※2月～令和6年3月末に働く人も募集しています。 詳しくはお問い合わせください。	

■勤務地 =

町内の児童館・児童クラブ

※補助員を必要とする場所での勤務となります。

■応募条件 =

- ①子どもの指導ができる人。
- ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

■その他 =

登録時に希望する勤務場所や時間帯、曜日を指定することもできます。

★お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9060(直通)
をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年1月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



お願いします。詳しい情報は、 で してください。

農林畜産業関連

◆3月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■3月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：3月13日(水) 時 間：午後1時30分～3時 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日： 3月27日(水)
場 所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、
町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、先月、山口県の農場で発生し、今シーズン国内では7例発生しています。

豚熱は、引き続きワクチン接種を行っています。

口蹄疫は、東アジアや東南アジアの広い地域で発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

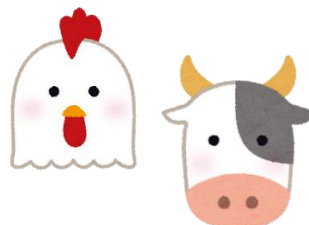
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)

☎：52-9088(直通)をお願いします。



相談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。

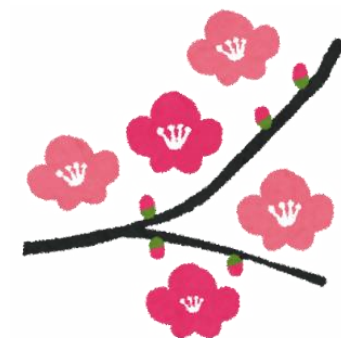
また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	3月4日(月)	3月18日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎：52-1112(直通)をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	3月5日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	おおとなり まさはる 大隣 雅春、 たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

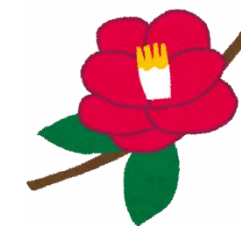
- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 にお願ひします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】3月22日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、 <u>相続、事業者からの相談などは対象外。</u>) ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
- 都城市消費生活センター ☎:23-7154 にお願ひします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月13日(水) ※20日(水)が祝日のため、第2水曜に変更
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

